

保護者の皆様へ

久喜市保育課長 堀口 ひとみ

保育所等における新型コロナウイルス感染症に係る対応について

日頃より、本市の児童福祉行政に対して、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、久喜市の保育所等及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」といいます。）における新型コロナウイルス感染症に係る対応について、下記のとおりお知らせしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 感染防止対策について

毎朝、ご家庭でのお子さまの検温と同居の家族を含めた健康観察を実施してください。また、帰宅時の手洗い、うがい、消毒の徹底をお願いいたします。

2 登所を控えていただく場合について

下記①から⑤のいずれかに該当する場合は、該当する期間の登所を避けていただきますようお願いいたします。また、お子さまが登所中に下記に該当することが判明した場合は、保育所等への連絡及び速やかなお迎え等の対応をお願いいたします。

登所を控えていただく場合	登所を控えていただく期間
①子ども及び同居の家族が感染者（PCR検査等の結果陽性）となった場合	子ども及び家族の症状が回復し、保健所から登所自粛等の解除の指示があるまで。
②子ども及び同居の家族に発熱や咳などの症状が見られた場合	子ども及び家族の症状が回復するまで。（子どもに発熱があった場合は、解熱後 24 時間を経過するまで。） または、PCR 検査等を受検した場合、陰性と判明するまで。
③子ども及び同居の家族が濃厚接触者に特定された場合	PCR 検査等の結果、陰性となり、保健所等から登所自粛などの解除の指示があるまで。 または、無症状の場合、保健所等から指定される登所自粛期間まで。
④子ども及び同居の家族が感染者（PCR検査等の結果陽性）との接触があった場合	保健所等から濃厚接触者に該当しないと決定されるまで。
⑤子ども及び同居の家族が PCR 検査等を受検した場合	陰性と判明するまで。

※上記の理由により登所を控えていただいた場合の保育料については、減免の対象となりませんので、予めご了承ください。

3 濃厚接触者の考え方について

陽性者の発症日の2日前から最終登所日が対象期間となり、マスク着用の有無、感染者と接触した時間（15分以上）、距離（1m）などの状況を踏まえ、判断がされます。

4 保育料の減免について

保育所等の職員や児童に新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認され、臨時休所等を実施した場合は、臨時休所期間中の登所日数に応じて、保育料を減免いたします。

5 臨時休所等について

保育所等の関係者（職員、児童等）が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合は、保健所等と相談のうえ、臨時休所を決定する場合がございます。

なお、臨時休所の決定や期間は、急なご連絡になることがありますので、予めご了承ください。

6 マスクの着用について

子どものマスク着用については、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合においては、マスクを着用する必要はありません。また、2歳未満は、これまで通りマスクの着用は推奨せず、2歳以上は、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めていませんが、感染状況などを勘案し、施設管理者等の判断において、マスクの着用を求める場合がありますのでご了承ください。

7 いじめや偏見の防止について

新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見は、決して許されることではありませんので、適切な知識をもって対応してください。